

総合評価落札方式【標準型・簡易型】に関する 運用ガイドライン

(令和4年度版)

令和4年7月1日以降入札公告の工事に適用

令和4年7月

青森県 農林水産部

総合評価落札方式【簡易型・標準型】に関する 運用ガイドライン(令和4年度版)

目 次

1	はじめに		
1-1	背景	P.	1
1-2	本ガイドラインの目的	P.	1
2	総合評価落札方式の概要		
2-1	総合評価落札方式の特徴	P.	2
2-2	総合評価の方法	P.	3
2-2-1	総合評価の概略手順	P.	3
2-2-2	総合評価の方式	P.	3
2-2-3	加算方式	P.	3
2-2-3-1	評価点の算出方法	P.	3
2-2-3-2	落札者決定の方法	P.	4
2-2-4	総合評価落札方式の入札体系	P.	5
2-2-5	品確法に係る入札・契約方法の見直し	P.	6
3	手続の流れ		
3-1	手続の流れ（基本的な事務フロー）1億円以上の工事	P.	7
3-2	手続の流れ（基本的な事務フロー）1億円未満の工事【一括審査の場合】	P.	9
3-3	手続の流れ（基本的な事務フロー）1億円未満の工事【個別審査の場合】	P.	11
4	実施の手順		
4-1	総合評価落札方式の選択	P.	13
4-2	対象工事の選定	P.	15
4-3	評価項目及び評価基準		
4-3-1	評価項目及び評価基準の設定	P.	17
4-3-2	価格以外の評価点、価格評価点の設定	P.	24
4-4	評価内容の担保		
4-4-1	履行の確保	P.	26
4-4-2	履行できなかった場合の措置	P.	26
4-5	入札公告手続		
4-5-1	入札公告	P.	27
4-5-2	入札説明書	P.	27
4-6	技術提案の審査と総合評価		
4-6-1	技術提案の審査	P.	28
4-6-2	総合評価及び落札者の決定	P.	28
4-6-3	中立かつ公正な審査・評価の確保	P.	28
5	技術提案の審査方法について		
5-1	審査者について	P.	29
5-2	標準型の場合	P.	29
5-3	簡易型Ⅰの場合	P.	30

1 はじめに

1-1 背景

公共工事は、国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有しており、その品質は、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

しかし、近年公共工事に関しては、厳しい財政事情の下、公共投資が減少している中で、その受注をめぐる価格競争が激化し、著しい低価格による入札が急増するとともに下請業者や労働者へのしわ寄せ等による品質低下に関する懸念が顕著となってきた。

このような背景の下、平成17年4月1日に「公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）」が施行され、法第3条「基本理念」において、「公共工事の品質は（省略）、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素を考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならない。」とうたわれており、技術的能力を有する者による競争が実現され、経済性に配慮しつつ、価格以外の多様な要素をも考慮して、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約がなされることが重要であり、発注者の責務としてこのような方向に転換を図ることが求められている。

また、平成17年8月に閣議決定された「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針について（基本方針）」においても、「契約の相手方の決定に当たっては、価格と技術提案の内容等を総合的に評価しなければならない。」とうたわれており、「総合評価落札方式」の適用を基本とすることなどが示されている。

本県においても、品確法及び基本方針を踏まえつつ、青森県の実情に即した「総合評価落札方式」を平成18年度に導入し、平成21年度からは、設計額5千万円以上の工事は原則として全て総合評価落札方式で実施している。

1-2 本ガイドラインの目的

「総合評価落札方式」においては、これまでの価格だけの競争方式と異なり、技術提案等を評価するための評価項目の設定が必要となる。

また、本方式により入札契約を行う場合は、地方自治法施行令第167条の10の2第4項に、必要な段階で「学識経験を有する者の意見を聴かなければならない」旨規定されている。

このため、本ガイドラインは、青森県農林水産部発注工事について、品確法及び基本方針に基づき、「総合評価落札方式」による円滑な入札契約を実施するための効果的・効率的な評価項目の設定の基本的な方法や、必要な実施手順を示すことを目的としている。

なお、本ガイドラインの内容は、今後とも逐次改善を図っていくものである。

2 総合評価落札方式の概要

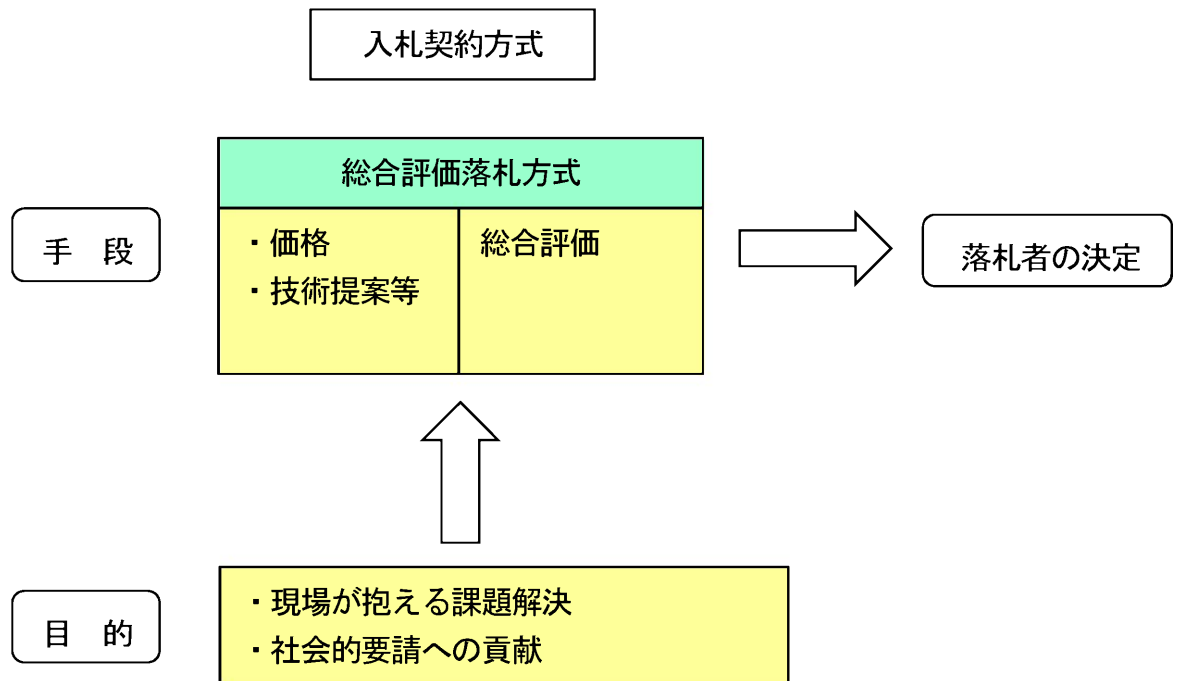
2-1 総合評価落札方式の特徴

「総合評価落札方式」は、入札者から提示された価格と技術提案の内容等について総合的に評価を行い、発注者にとって最も価値の高い申込みを行った者を落札者として選定できる入札契約方式である。

例えば、工事目的物の品質や施工に係る技術的課題の解決のほか、広く公共工事に求められる社会的要請（例えば、環境の維持、リサイクルの推進等）への貢献など、当該工事の実施を通じて価格以外の価値・サービスをいかに県民に提供できるかといったことを、ユーザーである県民の視点から追求して行くことが重要である。

この観点から、当該工事に係る技術提案のほかに、企業の有する技術力や配置予定技術者の能力等を評価することも有効である。

「総合評価落札方式」の選択については、4-1（P13）によるものとする。



2-2 総合評価の方法

2-2-1 総合評価の概略手順

本方式における入札は、おおむね次のようにして行なわれる。

- ① 「評価項目」を提示。
- ② 「技術提案」として入札者から提示された性能、機能、技術等（以下「性能等」という。）の「価格以外の要素」を点数（以下「評価点」という。）で評価。
- ③ 入札者による「価格」の入札。
- ④ 技術提案として提示された性能等に対する「評価点」と、入札した「価格」との「総合評価」により落札者を決定。

2-2-2 総合評価の方式

「価格」及び「性能等」に係る総合評価は、入札者の申込みに係る「性能等」各評価項目の得点と価格を基に算出する「価格評価点」との合計をもって行う「加算方式」とする。

2-2-3 加算方式

加算方式は、価格のみの競争では品質不良や施工不良といったリスクの増大が懸念される場合に、施工の確実性を実現する技術力を評価することでこれらのリスクを低減し、工事品質の確保を図る観点から、価格に技術力を加味する手法であり、具体的には、次式で示す評価値の最も大きい者を落札者とする。

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{価格以外の評価点}$$

必ずしも最も安い価格の入札者が落札者となるとは限らない。
したがって、評価項目の設定については検討が必要である。

2-2-3-1 評価点の算出方法

(1) 価格評価点

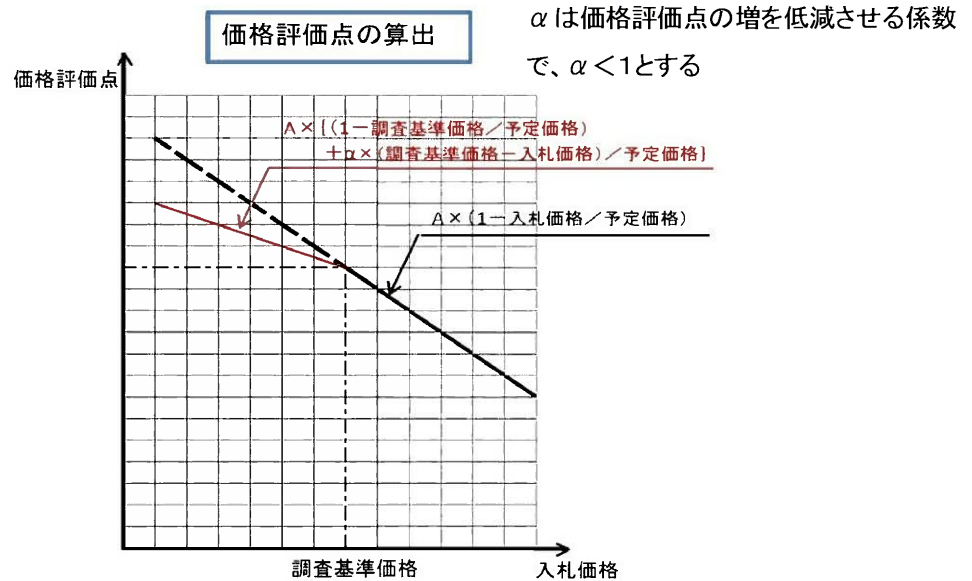
価格評価点は一般的に次式により算出する。

$$\text{価格評価点} = A \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

Aは価格評価点の満点を示す係数

この場合、入札価格が低いほど価格評価点が比例して大きくなることから低価格入札を助長する虞がある。著しい低価格入札は各種の問題点が指摘されているところであり、その抑制策として、次式のように入札価格が低入札調査の調査基準価格以下の場合には係数を乗じ、入札価格の低下に応じた価格評価点の増分を低減させる方法がある。

$$\text{価格評価点} = A \times \left\{ (1 - \text{調査基準価格} / \text{予定価格}) + \alpha \times (\text{調査基準価格} - \text{入札価格}) / \text{予定価格} \right\}$$



(2) 評価項目の設定

評価項目は、工事ごとの特性や周辺状況を勘案し、適切に設定するものとする。
一つの工事において評価項目を複数設定することも可能である。
評価項目の設定方法については、4-3 (P 17) によるものとする。

(3) 価格以外の評価点

評価項目ごとに評価を行い、その評価の程度に応じて評価点を与える。

$$\text{価格以外の評価点} = \sum \text{各評価項目の評価点}$$

2-2-3-2 落札者決定の方法

落札者は、次の二つの要件を満足する提案を行った者のうち、評価値の最も高い者から決定される。

《二つの要件》

- ① 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- ② 価格以外の要素に係る提案が、全ての評価項目に関する最低限の要求要件を満たしていること。

①は、予定価格の上限拘束性を示す規定である。

②は、入札公告に定めた入札参加資格要件を満たしていること、また、施工計画等の技術提案を求めた場合は、明示した施工条件や要求要件を満たしていることを規定するものである。

2-2-4 総合評価落札方式の入札体系

総合評価落札方式は、原則として、請負工事設計額が5千万円以上の工事（低入札価格調査制度対象工事）を対象とする。

総合評価落札方式には、地方自治法の規定上、最低制限価格を適用できない。

また、本県における総合評価落札方式には、「標準型」、「簡易型Ⅰ」、「簡易型Ⅱ」及び「高度技術提案型」があるが、「高度技術提案型」については、特殊な工事に限定されること、多様な技術提案方式があることなどから、工事内容に応じて個別に検討するものとする。

なお、「標準型」、「簡易型Ⅰ」、「簡易型Ⅱ」（詳細は、4-1参照（P13））の区分イメージは、次図「品確法に係る入札・契約方法の見直し」を参照されたい。

2-2-5 品確法に係る入札・契約方法の見直し

【 H17以前 】

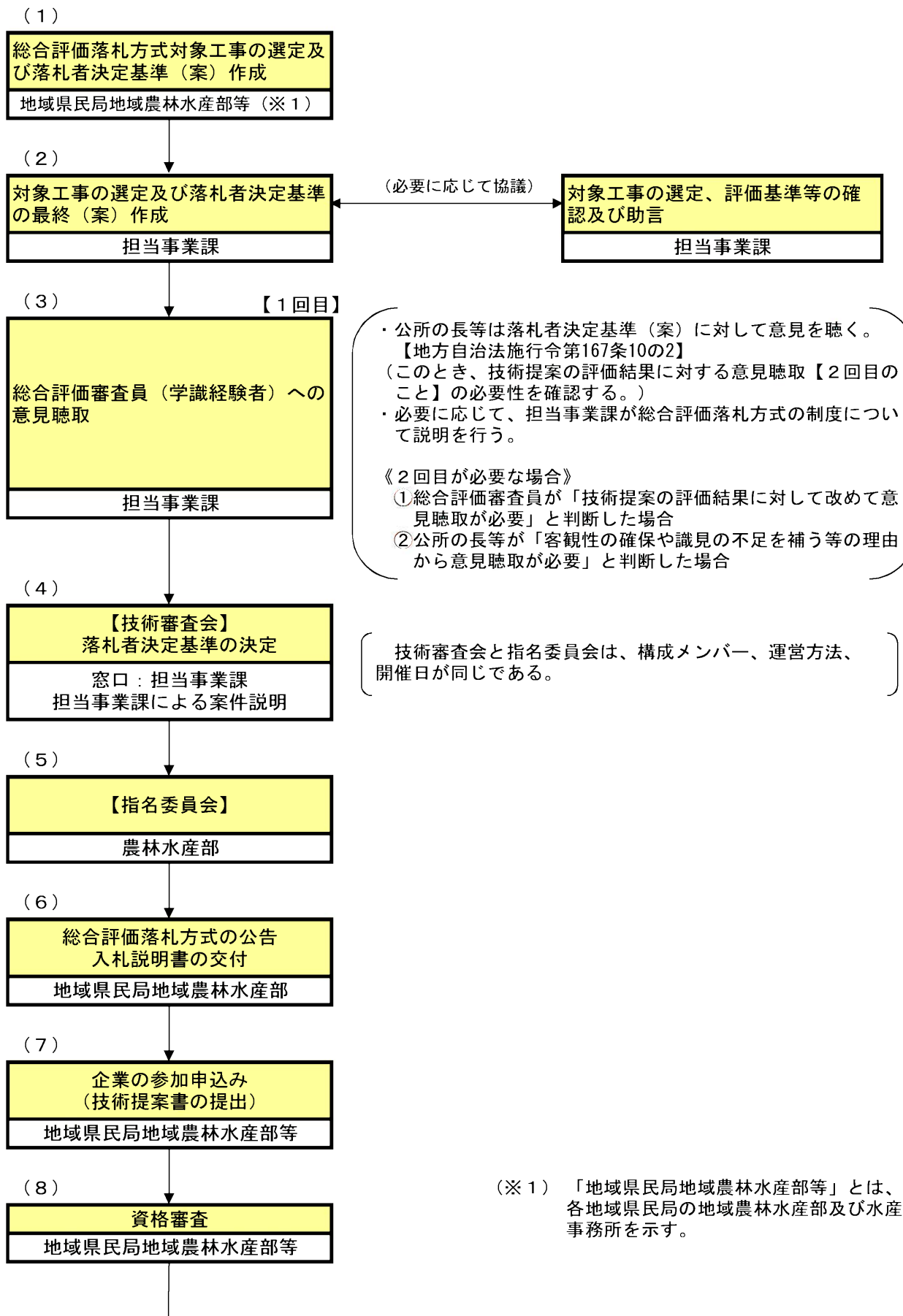
【 導入（現行） 】

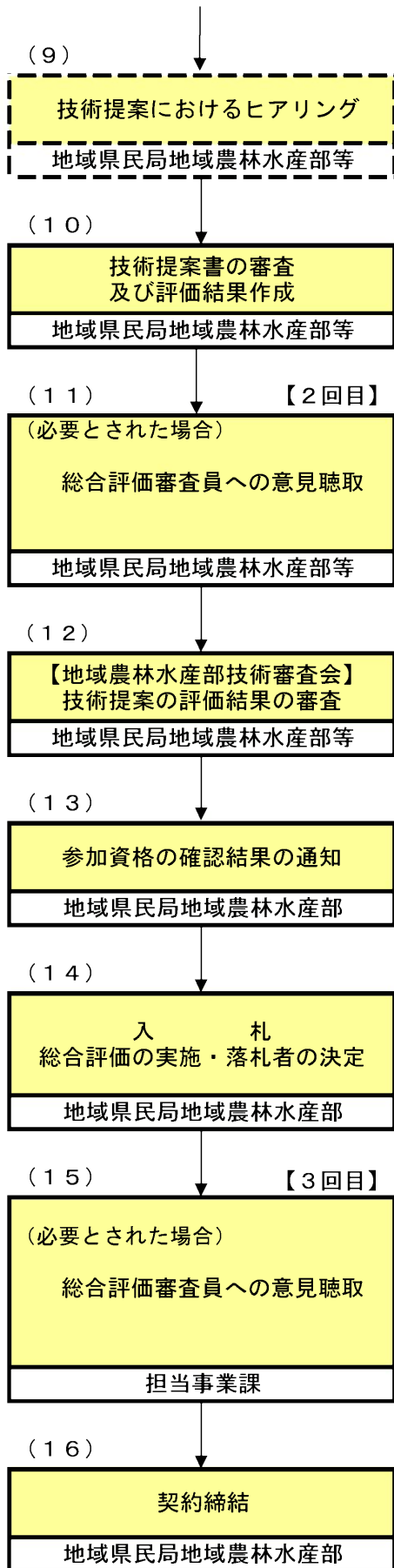
【 導入（将来） 】

設計金額	入札体系		設計金額	入札体系		設計金額	入札体系		
	従来型			従来型	総合評価落札方式		従来型	総合評価落札方式	
WTOの政府調達協定による 24.1億	一般競争入札		WTOの政府調達協定による 23.0億	一般競争入札		WTOの政府調達協定による 23.0億	一般競争入札		
5億	制限付き 一般競争入札 (共同企業体)		5億	条件付き 一般競争入札 (共同企業体)		5億	条件付き 一般競争入札 (共同企業体)		
4億	制限付き 一般競争入札 (単体)		4億	条件付き 一般競争入札 (単体 本庁主務課審査)		4億	条件付き 一般競争入札 (単体 本庁主務課審査)		
2億	参加申込型 指名競争入札 (本庁主務課審査)	➔	2億			2億			2億
1.6億			1.6億						
1億			1億			1億			
5千万	参加申込型 指名競争入札 (地域県民局地域農林水産部)		5千万	条件付き 一般競争入札 (地域県民局地域農林水産部)	対象拡大	5千万	条件付き 一般競争入札 (地域県民局地域農林水産部)		
5千万未満	指名競争入札		5千万未満	指名競争入札	最低制限価格の対象縮小	5千万未満	指名競争入札		

3 手続の流れ

3-1 手続の流れ(基本的な事務フロー) 1億円以上の工事





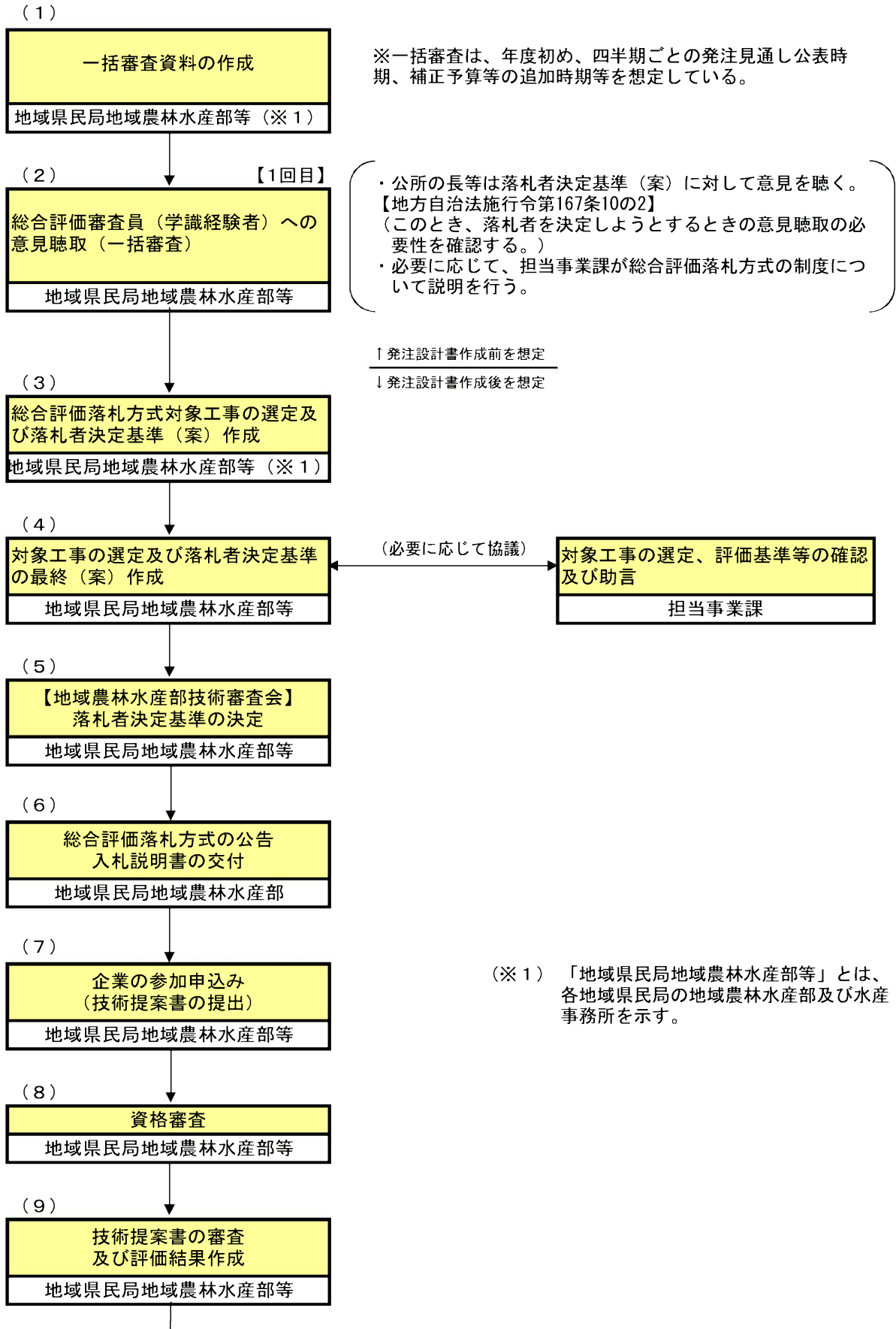
標準型において、特に配置技術者の技術力を必要とする場合に、全社に対して行う。

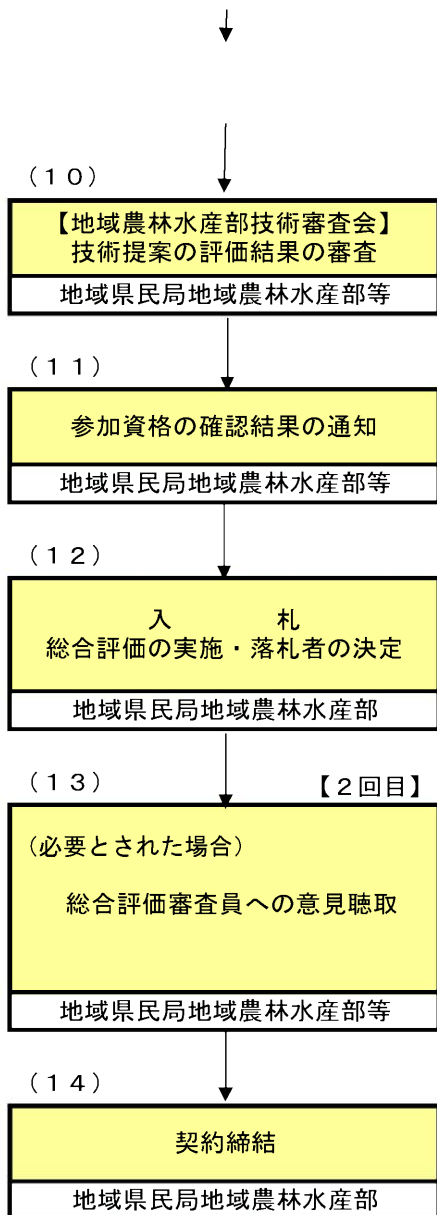
落札者決定基準（案）の意見聴取時【1回目のこと】に「技術提案の評価結果に対して改めて意見聴取が必要」とされた場合に意見を聴く。【青森県ルール】
（このとき、落札者を決定しようとするときの意見聴取【3回目のこと】の必要性を確認する。）

技術提案の評価結果に対する意見聴取時【2回目のこと】に「落札者を決定しようとするときに改めて意見聴取が必要」とされた場合に意見を聴く。
【地方自治法施行令第167条10の2】

※意見聴取後、【技術審査会】を開催し落札者の決定に係る審査を行う。

3-2 手続の流れ(基本的な事務フロー) 1億円未満の工事【一括審査の場合】

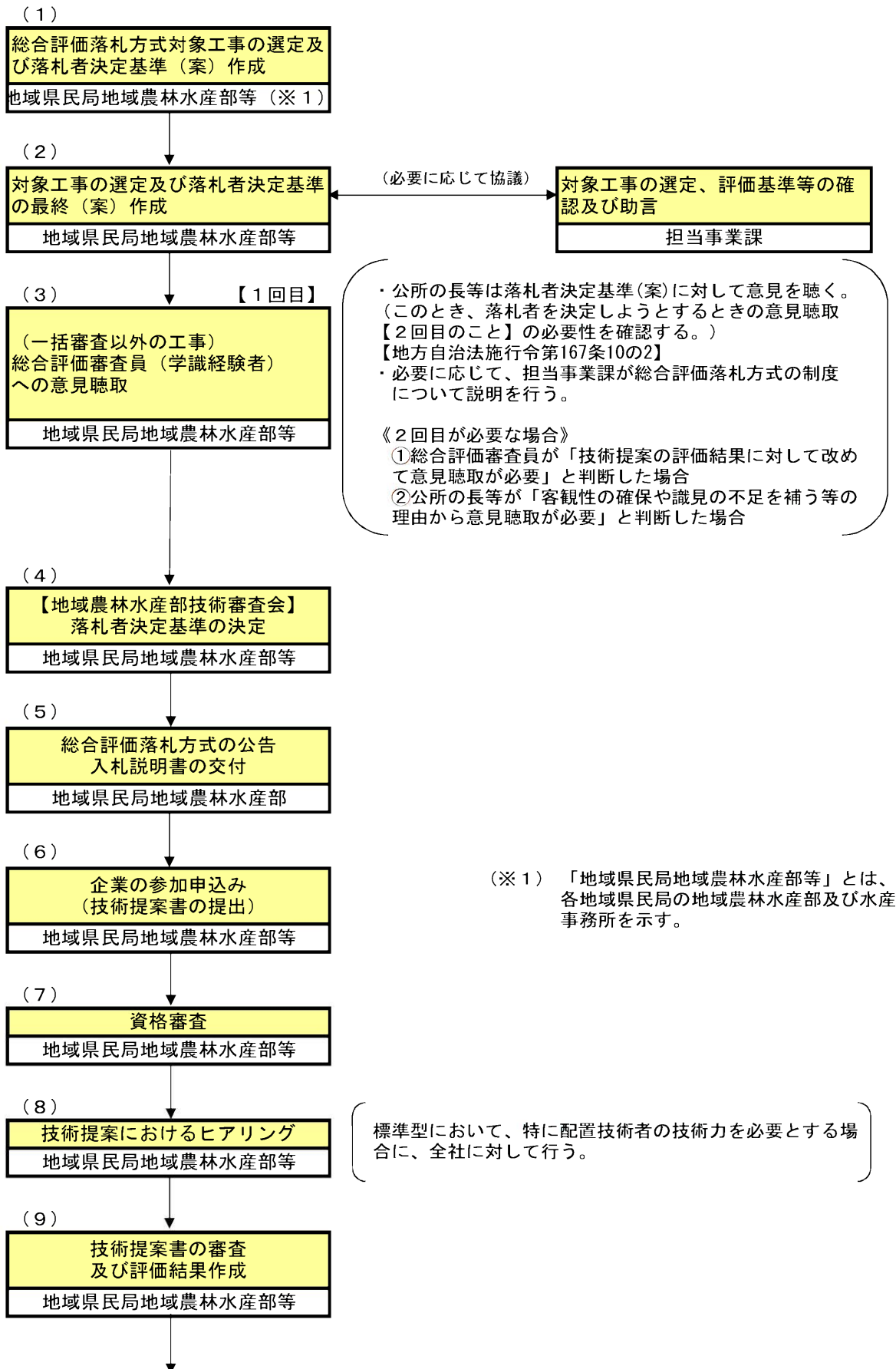


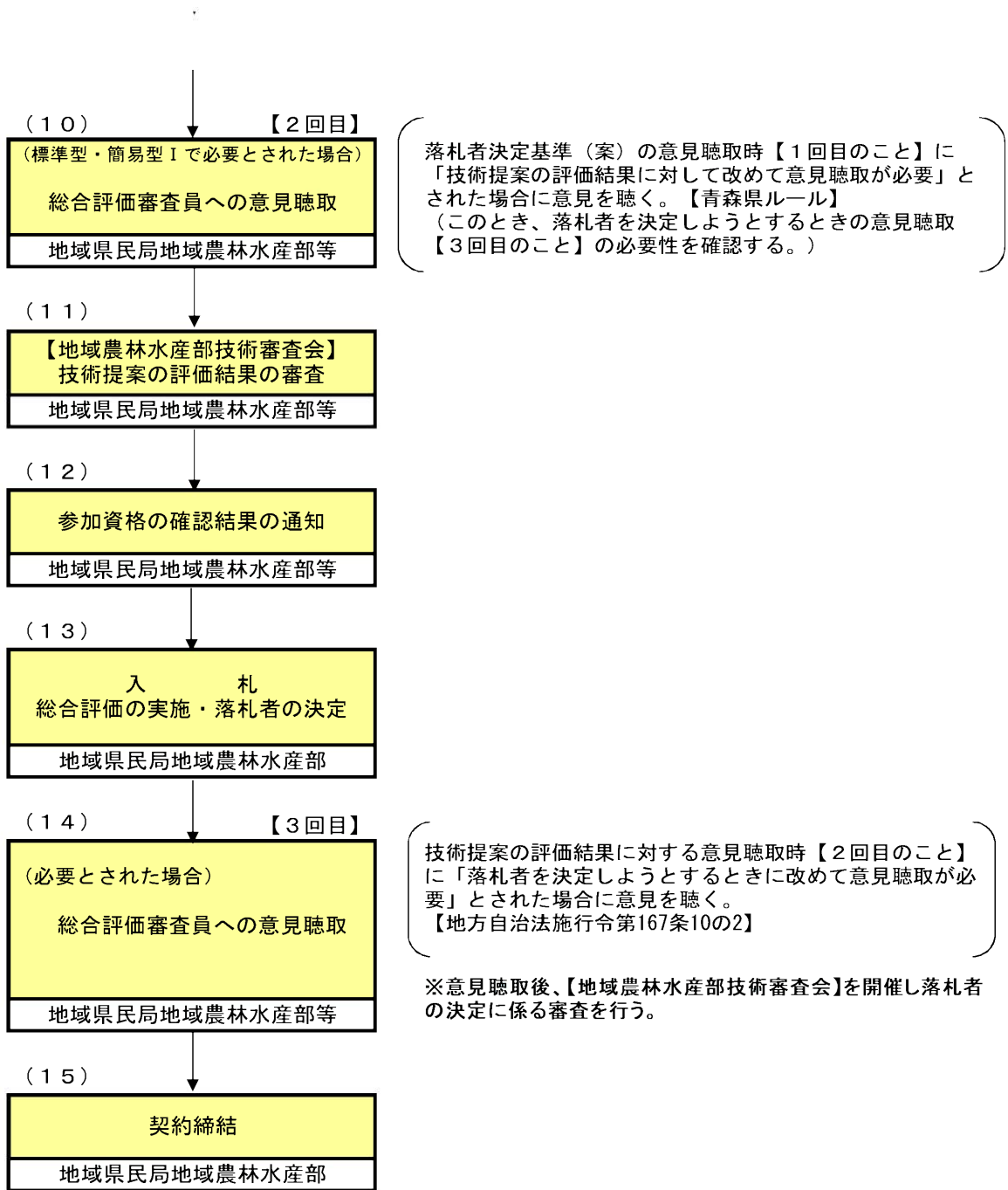


落札者決定基準（案）の意見聴取時【1回目のこと】に、「落札者を決定しようとするときに改めて意見聴取が必要」とされた場合に意見を聴く。
【地方自治法施行令第167条10の2】

※意見聴取後、【地域農林水産部技術審査会】を開催し落札者の決定に係る審査を行う。

3-3 手続の流れ(基本的な事務フロー) 1億円未満の工事【個別審査の場合】





4 実施の手順

4-1 総合評価落札方式の選択

対象工事の特性（規模、技術的な工夫の余地等）に応じて、「標準型」又は「簡易型（Ⅰ・Ⅱ）」のいずれかの総合評価方式を選択する。

なお、「高度技術提案型」については、総合評価落札方式では対象としないが、工事内容（工事規模、高度技術等）に応じて必要な場合は、個別に検討する。

技術力を評価する総合評価落札方式の区分については、次ページの「工事における技術力・技術提案の評価及び活用」に示すとおりである。

（１）標準型

技術的な工夫の余地が大きい工事において、発注者の求める工事内容を実現するための施工上の技術提案を求める場合には、工事目的物の性能・機能向上等の観点から技術提案を求め、価格との総合評価を行う。

（２）簡易型Ⅰ

技術的な工夫の余地が小さい工事においては、施工計画の実施手順の妥当性や安全対策、交通・環境への影響等の観点から技術提案を求め、価格との総合評価を行う。

（３）簡易型Ⅱ（基本型、企業実績評価型）

技術的な工夫の余地がほとんど無い工事においては、同種・類似工事の経験、工事成績等に基づく技術力と価格との総合評価を行う。

なお、本県建設業において、技術者の技術力の継承・育成が重要な課題となっていることから、経験の少ない技術者の育成に資するため、簡易型Ⅱのうち、「技術者の能力」よりも「企業の施工実績」を重視することによって適正な施工が可能なごく一般的な工事については、「企業実績評価型」を適用する。

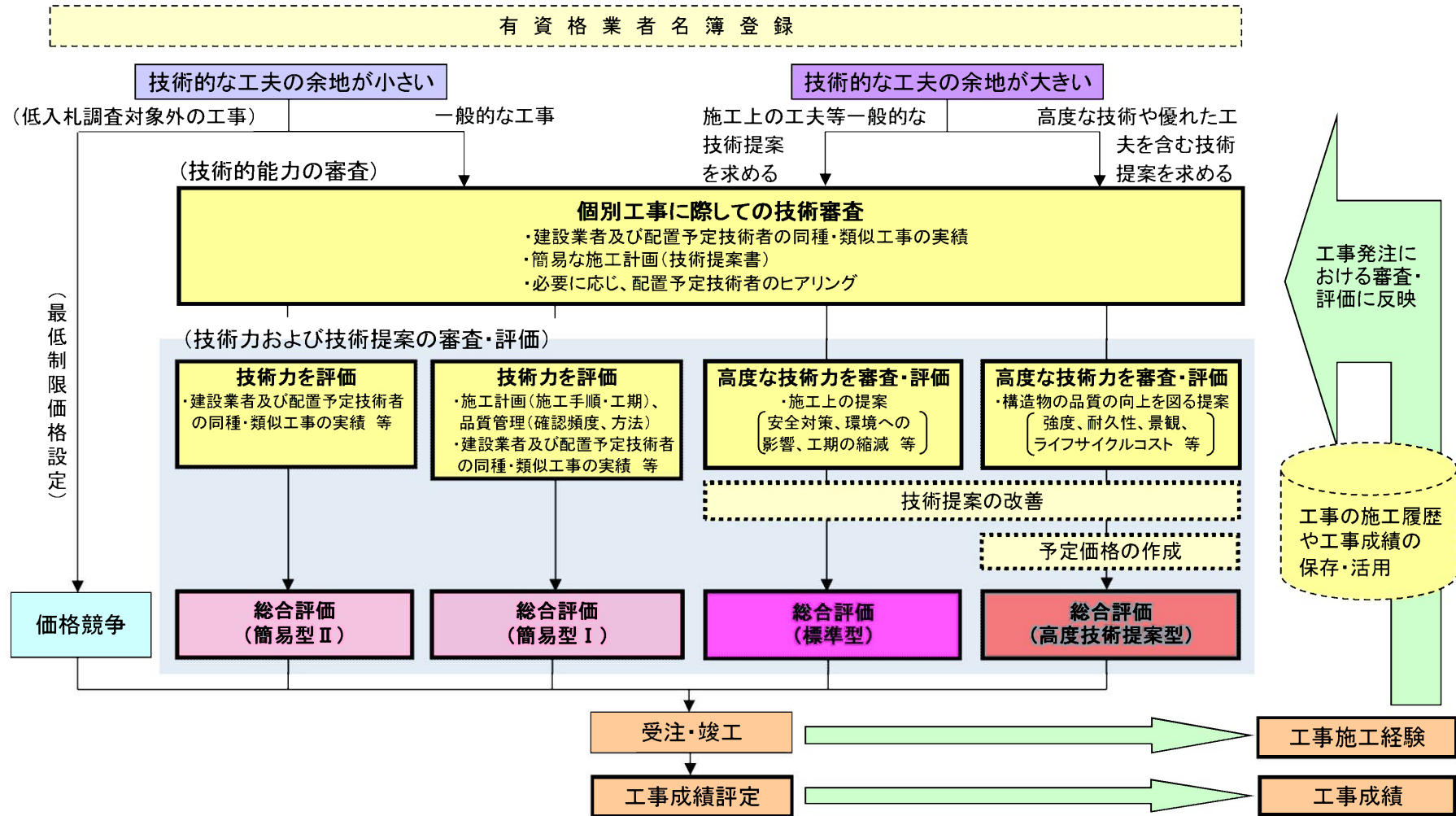
「標準型」及び「簡易型（Ⅰ・Ⅱ）」における評価内容については次のとおりである。

「標準型」と「簡易型（Ⅰ・Ⅱ）」の評価内容

評価の観点	評価の対象	標準型	簡易型Ⅰ	簡易型Ⅱ
技術力評価	企業の施工実績	●	●	●
	配置予定技術者の能力	●	●	●
	配置予定技術者の能力（ヒアリング）	▲		
	地理的条件	●	●	●
	地域貢献	●	●	●
技術提案	簡易な施工計画	●	●	
	総合的なコスト	●		
	工事目的物の性能・機能	●		
	社会的要請	●		

▲：必要に応じて

工事における技術力・技術提案の評価及び活用



※個別工事に際しての技術審査:建設業者の施工能力の確認を行う(入札参加要件を満たしていない場合には、競争参加資格を認めない)。

※技術力を審査・評価:技術提案の実現性等を確認(審査)した上で、技術提案の点数付け(評価)を行う。

※技術提案:一般的な工事においては、簡易な施工計画等についての提案を求める。

技術的な工夫の余地が大きい場合は、上記に加え、施工上の提案、工事目的物の品質向上に関する高度な提案を求める。

※総合評価:技術提案の評価結果に基づき、価格と総合的に評価を行う。

4-2 対象工事の選定

総合評価落札方式「標準型」は、技術提案等を評価することによって相当程度の性能、機能等の向上が期待される工事に適用される。すなわち、発注者が技術評価に相当する対価を支払っても総合的に価値を高めるべきと考える工事である。

具体的には、構造物自体の強度や耐久性といった「性能・機能」の向上に関する技術提案を求める橋梁やトンネル等の工事、施工中における騒音の低下や規制車線数の減少といった環境の維持、交通の確保、特別な安全対策、省資源対策・リサイクル対策等の「社会的要請」に関する技術提案を求める工事、このほか、工事価格以外の補償費、ライフサイクルコストの削減等の「総合的なコスト」に関する技術提案を求める工事が対象となる。

その他の一般的な工事は、施工上の課題に対し技術的工夫の余地が小さい工事については、その工種や当該現場への理解度を確認するために簡易な施工計画を求め、工事成績・施工実績等に基づく技術力とあわせて評価する「簡易型Ⅰ」と、技術的工夫の余地がほとんどなく、施工計画を求めるまでもない工事に対して、工事成績・施工実績等により技術力を評価する「簡易型Ⅱ」を適用する。

なお、大規模な工事、特殊な工事について、本県においては当面、その工事内容により必要に応じて「高度技術提案型」の適用を個別に検討する。

「標準型」及び「簡易型(Ⅰ・Ⅱ)」の選定にあたっては、次ページの「技術提案を求めするための施工上の技術的課題のチェックシート」により課題を抽出し、課題の難易度、技術的工夫の大小に応じて型式を決定する。

型式決定の目安は、

- (1) 施工上の技術的課題があり、
かつ、その課題に対して技術的工夫を要する場合 . . . 「標準型」
- (2) 施工上の技術的課題がある場合 「簡易型Ⅰ」
- (3) 施工上の技術的課題・工夫の余地がほとんど無い場合 . . . 「簡易型Ⅱ」
とする。

技術提案を求めるための施工上の技術的課題のチェックシート

総合的なコスト	補償	<input type="checkbox"/>	補償を要する工事で工期の短縮が補償費の削減につながる。
	維持費等	<input type="checkbox"/>	維持管理費の縮減につながる。
		<input type="checkbox"/>	建築物の保全費用の縮減につながる。
		<input type="checkbox"/>	非常用自家用発電機の燃料消費率の縮減につながる。
		<input type="checkbox"/>	変圧器の変換損失値の縮減につながる。
その他	<input type="checkbox"/>	その他（ ）	
工事目的物の性能・機能	性能・機能	<input type="checkbox"/>	土の締め固め具合について管理を要する。（築堤等）
		<input type="checkbox"/>	豪雨時の土砂の流出対策を要する。（築堤等）
		<input type="checkbox"/>	材料やコンクリートの特別な品質管理・出来形の管理が求められる。
		<input type="checkbox"/>	施工数量により、設備の機能・性能が向上する。
		<input type="checkbox"/>	自動車専用道や交通量の多い道路等で走行性・低騒音が求められる。（アスファルト舗装）
		<input type="checkbox"/>	アスファルト舗装材の敷均し時の温度管理が求められる。（冬期施工）
		<input type="checkbox"/>	構造物の内部状況や自然状況に応じて、施工方法の変更等の臨機応変な対応が必要。（橋梁補修等）
		<input type="checkbox"/>	建築物の断熱性能が求められる。
		<input type="checkbox"/>	周辺的环境や街並みとの景観の調和が求められる。
		<input type="checkbox"/>	その他（ ）
社会的要請	近接施工	<input type="checkbox"/>	鉄道営業線があり、施工に配慮を要する。
		<input type="checkbox"/>	架空線があり、施工に配慮を要する。
		<input type="checkbox"/>	地下埋設物があり、施工に配慮を要する。
		<input type="checkbox"/>	民家があり、施工に配慮を要する。
		<input type="checkbox"/>	病院・学校等の重要施設があり、施工に配慮を要する。
	現道作業	<input type="checkbox"/>	施工に当たり交通規制が伴う。
		<input type="checkbox"/>	施工に当たり、歩行者の安全対策に配慮を要する。
	水質汚濁	<input type="checkbox"/>	水質汚濁防止の対策が必要。
		<input type="checkbox"/>	地下水遮断の対策が必要。
	振動・騒音	<input type="checkbox"/>	施工に当たり、振動・騒音対策が必要。
	大気汚染	<input type="checkbox"/>	粉塵発生の抑制対策が必要。
		<input type="checkbox"/>	CO ₂ 排出の抑制対策が必要。
	地盤沈下	<input type="checkbox"/>	施工に当たり、地盤沈下対策が必要。
	環境	<input type="checkbox"/>	自然保護区域内や希少動植物への配慮が必要。
		<input type="checkbox"/>	既存施設利用者の安全対策が必要。
	特別な安全対策	<input type="checkbox"/>	円滑な工事車両の誘導が必要。
		<input type="checkbox"/>	リサイクル製品の活用が必要。
省資源及びリサイクル	<input type="checkbox"/>	建設副産物の抑制対策が必要。	
	<input type="checkbox"/>	その他（ ）	

4-3 評価項目及び評価基準

4-3-1 評価項目及び評価基準の設定

(1) 標準型

標準型においては、企業の技術力評価を施工実績や配置予定技術者の能力等により評価を行うとともに、施工計画や施工上の技術的課題に係る技術提案を求め、技術提案の実現性、有効性を評価する。

なお、必要に応じて、配置予定技術者へのヒアリングを行い、評価を行う。

基本的な評価項目及び評価基準については、『「標準型」の評価項目及び評価基準』（P18～19）に示すとおりである。

(2) 簡易型Ⅰ・Ⅱ

簡易型Ⅰにおいては、企業の技術力評価を施工実績や配置予定技術者の能力等により評価を行うとともに、簡易な施工計画や施工上の課題への対応の提出を求め、当該工事や当該現場への理解度等を評価する。

簡易型Ⅱ（基本型）においては、企業の技術力評価を施工実績や配置予定技術者の能力等により評価を行う。

簡易型Ⅱ（企業実績評価型）においては、簡易型Ⅱ（基本型）の企業の技術力評価に対し、配置予定技術者の能力よりも企業の施工実績を重視し評価を行う。

基本的な評価項目及び評価基準については、『「簡易型Ⅰ」の評価項目及び評価基準』、『「簡易型Ⅱ（基本型）」の評価項目及び評価基準』及び『「簡易型Ⅱ（企業実績評価型）」の評価項目及び評価基準』（P20～P23）に示すとおりである。

(3) 最低限の要求要件

入札の実施にあたっては、入札へ参加する者に必要な資格要件を設けるほか、標準型・簡易型Ⅰにおいて施工計画等の技術提案を求める場合には、必要に応じて施工条件や要求要件※（最低限の要求要件、評価する上限値がある場合には上限値）を設け、これらの要求要件を満たしている場合にのみ点数を付与し、満たしていない場合は欠格として入札参加資格を与えないものとする。

この場合は、その旨あらかじめ入札説明書等で明示するものとする。

※技術提案に係る施工条件や要求要件の設定例

工事排水 pH 値、SS 値、騒音 dB 値、現道作業時間など

< 技術力評価(1) >

	評価項目	評価基準	配点	得点
企業の施工実績	平成19年度以降における同種・類似工事の施工実績の有無	国又は青森県発注で同種工事の実績有り	2.0	/ 2.0
		その他の公共工事発注機関で同種工事の実績有り	1.0	
		上記以外	0.0	
	県発注工事の平成30年から令和3年までの工事成績評定の平均点	84点以上(83点以上)	4.0	/ 4.0
		83点以上84点未満(82点以上83点未満)	3.5	
		82点以上83点未満(81点以上82点未満)	3.0	
		81点以上82点未満(80点以上81点未満)	2.5	
		80点以上81点未満(79点以上80点未満)	2.0	
		79点以上80点未満(78点以上79点未満)	1.5	
		78点以上79点未満(77点以上78点未満)	1.0	
	優良工事表彰等の有無	国又は青森県の組織から表彰の実績有り	1.0	/ 1.0
		上記以外	0.0	
		本工事に使用する作業船保有の有無(※3)	対象工事に使用する作業船団のうち、いずれかの作業船を自保有又は共同保有の持ち分比率が50%以上である。	
	対象工事に使用する作業船団のうち、いずれかの作業船を共同保有の持ち分比率が20%以上から50%未満である。		0.5	
対象工事に使用する作業船団のうち、いずれかの作業船を共同保有の持ち分比率が20%未満である。	0.2			
対象工事に使用する作業船団のうち、いずれの作業船も保有していない。	0.0			
地理的条件	地域内における本店の所在地の有無(※1)	工事施工箇所の地域内に本店を有する	1.0	/ 1.0
		上記以外	0.0	
配置予定技術者の能力	主任(監理)技術者の保有する資格(※2)	技術士	2.0	/ 2.0
		1級建築士かつ1級建築施工管理技士	1.0	
		1級土木施工管理技士		
		1級建築士又は1級建築施工管理技士	0.0	
	継続教育の取組状況	継続教育の推奨単位数を満たしている(各団体の証明有り)	1.0	/ 1.0
		上記以外	0.0	
	平成19年度以降における主任(監理)技術者又は現場代理人としての施工経験の有無	国又は青森県発注で同種工事の実績有り	2.0	/ 2.0
		その他の公共工事発注機関で同種工事の実績有り	1.0	
		上記以外	0.0	
	優良工事技術者表彰等の有無	国又は青森県の組織から表彰の実績有り	1.0	/ 1.0
上記以外		0.0		
週休2日確保工事の実績の有無	週休2日確保工事の実績証明書有り	1.0	/ 1.0	
	上記以外	0.0		
ICT活用工事の実績の有無(※4)	ICT活用工事の全面活用の実績証明書有り	1.0	/ 1.0	
	ICT活用工事の部分活用の実績証明書有り	0.5		
	上記以外	0.0		
地域貢献	災害協定締結の有無	県と災害協定を締結している	1.0	/ 1.0
		市町村と災害協定を締結している	0.5	
		上記以外	0.0	
	地域防災への協力体制の有無	地域内(※1)における防災への協力体制の実績有り	1.0	/ 1.0
		上記以外	0.0	
	令和元年度以降における除雪業務及び維持管理工事等の実績(※5、6)	地域内(※1)における県管理道路の除雪業務委託かつ県管理公共土木施設の維持管理工事等の実績有り	1.0	/ 1.0
地域内(※1)における県管理道路の除雪業務委託又は県管理公共土木施設の維持管理工事等の実績有り		0.5		
上記以外		0.0		
令和2年度以降における社会貢献活動の有無(※7)	地域内(※1)における社会貢献活動の実績有り	1.0	/ 1.0	
	上記以外	0.0		
		総計		/ 21.0

※1 地域内とは、入札説明書に記載された地域とする。

※2 電気設備工事・管工事等については、それぞれ電気工事施工管理技士・管工事施工管理技士等と読み替えて適用する。

※3 「作業船保有状況の有無」の評価対象は、対象作業船を使用する工事とする。

※4 「ICT活用工事の実績の有無」については、建築一式工事、電気工事、電気通信工事、管工事、機械設備工事及び解体工事は評価対象外とする。

※5 「除雪業務及び維持管理工事等の実績」の評価対象は、土木一式工事及び舗装工事に限る。

※6 維持管理工事等とは、日常的に公共土木施設を管理し、機能を維持・修繕するための工事や業務とする。ただし、発注時点で設計図書により工期・区間が定められ、工事や業務の目的物が明確であり、規模・仕様等が明示されている工事や業務は除く。

※7 社会貢献活動は、「企業による農業・農村支援活動」、「青森県森林づくり協定による森林整備活動」、「青森県ふるさとの水辺サポーター制度」、「道路愛護功労者表彰制度」又は青森県内における道路、水路、泊地、河川、海岸等の清掃、草刈り、泥上げ、除・排雪等の取組を対象とする。

■ 各評価項目の詳細は、「総合評価落札方式の運用の手引」による。

< 技術力評価 (2) > (ヒアリングを行う場合)

	評価項目	評価基準	配点	得点	
配置予定技術者の能力 (ヒアリング)	技術者の専門技術力 ・ 関連分野における施工経験や知識量 ・ 担当工事における主体性、創意工夫の取組 等	実績として挙げた工事の担当分野に中心的・主体的に参画し、創意工夫等の積極的な取組が確認できる	4.0	/ 4.0	
		実績として挙げた工事の担当分野において適切な工事管理を行ったことが確認できる	2.0		
		その他	0.0		
	当該工事の理解度・取組姿勢 ・ 当該工事の施工上の課題や問題点等の理解度 ・ 課題への対応に関する技術的な裏付け ・ 疑問点等に対する質問等の積極性 等	当該工事について適切に理解した上で、施工上の提案等積極的な取組姿勢が見られる	4.0	/ 4.0	
		当該工事について適切に理解している	2.0		
		その他	0.0		
	技術者のコミュニケーション能力	質問に対する応答が明快、かつ迅速である	2.0	/ 2.0	
		その他	0.0		
				総計※	/ 10.0

※ ヒアリングを行った場合は、<技術力評価 (1)>の総計に加算

< 技術提案 >

	評価項目	評価基準	配点	得点
施工計画	技術提案の実現性、有効性を確認するための施工計画の適切性 ・ 与条件との整合性 ・ 技術的裏付け等 (※9)	施工計画が現地の環境条件(地形、地質、環境、地域特性等)を踏まえて適切であり、優位な工夫が見られる	20.0	/ 20.0
		施工計画が現地の環境条件を踏まえており適切である	10.0	
		不適切ではないが一般的事項のみの記載となっている	0.0	
	県産資材の活用	提示した資材の全てについて70%以上の県産資材の活用が見られる	1.0	/ 1.0
上記以外		0.0		
総合的なコスト (※8)	ライフサイクルコスト及びその他コストに関する提案内容	・ 提案数値による定量評価 ・ 提案内容に対する定性評価(優・良・可の判定等) ・ コストとして評価	※ 20.0	/ 20.0
工事的目的物の性能・機能 (※8)	性能・機能向上に関する提案内容	・ 提案数値による定量評価 ・ 提案内容に対する定性評価(優・良・可の判定等)		
社会的要請 (※8)	交通規制日数の短縮等の提案内容	・ 提案数値による定量評価 ・ 提案内容に対する定性評価(優・良・可の判定等)		
			総計	/ 41.0

※8 「総合的なコスト」「工事的目的物の性能・機能」「社会的要請」の項目については、このうち1~3項目を選んで設定し、その点数が合計20点満点になるよう各項目に配点する。

※9 橋梁維持工事については、発注者が指定した「施工計画の適切性に関する課題(様式-9)」は評価項目とする。

< 技術力評価(1) >

	評価項目	評価基準	配点	得点
企業の施工実績	平成19年度以降における同種・類似工事の施工実績の有無	国又は青森県発注で同種工事の実績有り	2.0	/ 2.0
		その他の公共工事発注機関で同種工事の実績有り	1.0	
		上記以外	0.0	
	県発注工事の平成30年から令和3年までの工事成績評定の平均点 ※()は、建築一式工事、電気工事及び管工事	8.4点以上(8.3点以上)	4.0	/ 4.0
		8.3点以上8.4点未満(8.2点以上8.3点未満)	3.5	
		8.2点以上8.3点未満(8.1点以上8.2点未満)	3.0	
		8.1点以上8.2点未満(8.0点以上8.1点未満)	2.5	
		8.0点以上8.1点未満(7.9点以上8.0点未満)	2.0	
		7.9点以上8.0点未満(7.8点以上7.9点未満)	1.5	
		7.8点以上7.9点未満(7.7点以上7.8点未満)	1.0	
	優良工事表彰等の有無	国又は青森県の組織から表彰の実績有り	1.0	/ 1.0
		上記以外	0.0	
	本工事に使用する作業船保有の有無(※3)	対象工事に使用する作業船団のうち、いずれかの作業船を自社保有又は共同保有の持ち分比率が50%以上である。	1.0	/ 1.0
		対象工事に使用する作業船団のうち、いずれかの作業船を共同保有の持ち分比率が20%以上から50%未満である。	0.5	
対象工事に使用する作業船団のうち、いずれかの作業船を共同保有の持ち分比率が20%未満である。		0.2		
対象工事に使用する作業船団のうち、いずれの作業船も保有していない。		0.0		
地理的条件	地域内における本店の所在地の有無(※1)	工事施工箇所の地域内に本店を有する	1.0	/ 1.0
		上記以外	0.0	
配置予定技術者の能力	主任(監理)技術者の保有する資格(※2) 〔上段:土木工事 下段:建築工事〕	技術士 1級建築士かつ1級建築施工管理技士	2.0	/ 2.0
		1級土木施工管理技士 1級建築士又は1級建築施工管理技士	1.0	
		上記以外	0.0	
		継続教育の取組状況	継続教育の推奨単位数を満たしている(各団体の証明有り)	
	上記以外	0.0		
	平成19年度以降における主任(監理)技術者又は現場代理人としての施工経験の有無	国又は青森県発注で同種工事の実績有り その他の公共工事発注機関で同種工事の実績有り	2.0	/ 2.0
			1.0	
			0.0	
		優良工事技術者表彰等の有無	国又は青森県の組織から表彰の実績有り	1.0
	上記以外	0.0		
	週休2日確保工事の実績の有無	週休2日確保工事の実績証明書有り	1.0	/ 1.0
	上記以外	0.0		
	ICT活用工事の実績の有無(※4)	ICT活用工事の全面活用の実績証明書有り	1.0	/ 1.0
		ICT活用工事の部分活用の実績証明書有り	0.5	
上記以外		0.0		
地域貢献	災害協定締結の有無	県と災害協定を締結している	1.0	/ 1.0
		市町村と災害協定を締結している	0.5	
		上記以外	0.0	
	地域防災への協力体制の有無	地域内(※1)における防災への協力体制の実績有り	1.0	/ 1.0
		上記以外	0.0	
	令和元年度以降における除雪業務及び維持管理工事等の実績(※5、6)	地域内(※1)における県管理道路の除雪業務委託かつ県管理公共土木施設の維持管理工事等の実績有り	1.0	/ 1.0
		地域内(※1)における県管理道路の除雪業務委託又は県管理公共土木施設の維持管理工事等の実績有り	0.5	
		上記以外	0.0	
令和2年度以降における社会貢献活動の有無(※7)	地域内(※1)における社会貢献活動の実績有り	1.0	/ 1.0	
	上記以外	0.0		
			総計	/ 21.0

※1 地域内とは、入札説明書に記載された地域とする。

※2 電気設備工事・管工事等については、それぞれ電気工事施工管理技士・管工事施工管理技士等と読み替えて適用する。

※3 「作業船保有状況の有無」の評価対象は、対象作業船を使用する工事とする。

※4 「ICT活用工事の実績の有無」については、建築一式工事、電気工事、電気通信工事、管工事、機械設備工事及び解体工事は評価対象外とする。

※5 「除雪業務及び維持管理工事等の実績」の評価対象は、土木一式工事及び舗装工事に限る。

※6 維持管理工事等とは、日常的に公共土木施設を管理し、機能を維持・修繕するための工事や業務とする。ただし、発注時点で設計図書により工期・区間が定められ、工事や業務の目的物が明確であり、規模・仕様等が明示されている工事や業務は除く。

※7 社会貢献活動は、「企業による農業・農村支援活動」、「青森県森林づくり協定による森林整備活動」、「青森県ふるさとの水辺サポーター制度」、「道路愛護功労者表彰制度」又は青森県内における道路、水路、泊地、河川、海岸等の清掃、草刈り、泥上げ、除・排雪等の取組を対象とする。

■ 各評価項目の詳細は、「総合評価落札方式の運用の手引」による。

< 技術提案 >

	評価項目	評価基準	配点	得点	
施工計画	施工計画の実施手順の妥当性	工事が手順が適切であり、工夫（新技術の活用、実現可能なアイデア等）が見られる	3.0	/ 3.0	
			2.0		
			1.0		
			工事が手順は適切であるが、工夫が見られない	0.0	
	ICT施工・3次元化等の活用提案（※8）		全面的な活用（施工プロセス全てで活用）	3.0	/ 3.0
			一部活用（施工プロセス3～4つ活用）	2.0	
			一部活用（施工プロセス1～2つ活用）	1.0	
			活用なし	0.0	
	発注者が指定した施工上の課題への対応の適切性 ・与条件との整合性 ・理解度 ・対応方針の裏付け等		課題への対応が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて適切であり、安全対策等の工夫が見られる（※9）	6.0	/ 6.0
				4.0	
				2.0	
	県産資材の活用		提示した資材の全てについて70%以上の県産資材の活用が見られる	1.0	/ 1.0
			上記以外	0.0	
				総計	/ 13.0

※8 施工プロセスは全部で5つ（①3次元起工測量、②3次元設計データ作成、③ICT建設機械による施工、④3次元出来形管理、⑤3次元データの納品）とし、各工種における全面活用と一部活用の考え方については、「総合評価落札方式の運用の手引き」による。

※9 優・良・可の判定等、工事・現場への理解度を評価する。

< 技術力評価（1） >

	評価項目	評価基準	配点	得点	
企業の施工実績	平成19年度以降における同種・類似工事の施工実績の有無	国又は青森県発注で同種工事の実績有り	2.0	/ 2.0	
		その他の公共工事発注機関で同種工事の実績有り	1.0		
		上記以外	0.0		
	県発注工事の平成30年から令和3年までの工事成績評定の平均点 ※（ ）は、建築一式工事、電気工事及び管工事	8.4点以上（8.3点以上）	4.0	/ 4.0	
		8.3点以上8.4点未満（8.2点以上8.3点未満）	3.5		
		8.2点以上8.3点未満（8.1点以上8.2点未満）	3.0		
		8.1点以上8.2点未満（8.0点以上8.1点未満）	2.5		
		8.0点以上8.1点未満（7.9点以上8.0点未満）	2.0		
		7.9点以上8.0点未満（7.8点以上7.9点未満）	1.5		
		7.8点以上7.9点未満（7.7点以上7.8点未満） 7.8点未満（7.7点未満）	1.0 0.0		
	優良工事表彰等の有無	国又は青森県の組織から表彰の実績有り	1.0	/ 1.0	
		上記以外	0.0		
	本工事に使用する作業船保有の有無（※3）	対象工事に使用する作業船のうち、いずれかの作業船を自社保有又は共同保有の持ち分比率が50%以上である。	1.0	/ 1.0	
		対象工事に使用する作業船のうち、いずれかの作業船を共同保有の持ち分比率が20%以上から50%未満である。	0.5		
		対象工事に使用する作業船のうち、いずれかの作業船を共同保有の持ち分比率が20%未満である。	0.2		
対象工事に使用する作業船のうち、いずれの作業船も保有していない。		0.0			
地理的条件	地域内における本店の所在地の有無（※1）	工事施工箇所の地域内に本店を有する	1.0	/ 1.0	
	上記以外	0.0			
配置予定技術者の能力	主任（監理）技術者の保有する資格（※2） 〔上段：土木工事〕 〔下段：建築工事〕	技術士 1級建築士かつ1級建築施工管理技士	2.0	/ 2.0	
		1級土木施工管理技士 1級建築士又は1級建築施工管理技士	1.0		
		上記以外	0.0		
		継続教育の推奨単位数を満たしている（各団体の証明有り）	1.0		
	継続教育の取組状況	上記以外	0.0	/ 1.0	
		平成19年度以降における主任（監理）技術者又は現場代理人としての施工経験の有無	国又は青森県発注で同種工事の実績有り その他の公共工事発注機関で同種工事の実績有り 上記以外		2.0 1.0 0.0
	優良工事技術者表彰等の有無	国又は青森県の組織から表彰の実績有り	1.0	/ 1.0	
		上記以外	0.0		
	週休2日確保工事の実績の有無	週休2日確保工事の実績証明書有り	1.0	/ 1.0	
		上記以外	0.0		
	ICT活用工事の実績の有無（※4）	ICT活用工事の全面活用の実績証明書有り	1.0	/ 1.0	
		ICT活用工事の部分活用の実績証明書有り	0.5		
		上記以外	0.0		
	地域貢献	県産資材の活用	提示した資材の全てについて70%以上の県産資材の活用が見られる	1.0	/ 1.0
			上記以外	0.0	
災害協定締結の有無		県と災害協定を締結している	1.0	/ 1.0	
		市町村と災害協定を締結している	0.5		
上記以外		上記以外	0.0		
		地域防災への協力体制の有無	地域内（※1）における防災への協力体制の実績有り	1.0	/ 1.0
上記以外			0.0		
令和元年度以降における除雪業務及び維持管理工事等の実績（※5、6）		地域内（※1）における県管理道路の除雪業務委託かつ県管理公共土木施設の維持管理工事等の実績有り	1.0	/ 1.0	
		地域内（※1）における県管理道路の除雪業務委託又は県管理公共土木施設の維持管理工事等の実績有り	0.5		
	上記以外	0.0			
令和2年度以降における社会貢献活動の有無（※7）	地域内（※1）における社会貢献活動の実績有り	1.0	/ 1.0		
	上記以外	0.0			
			総計	/ 22.0	

※1 地域内とは、入札説明書に記載された地域とする。

※2 電気設備工事・管工事等については、それぞれ電気工事施工管理技士・管工事施工管理技士等と読み替えて適用する。

※3 「作業船保有状況の有無」の評価対象は、対象作業船を使用する工事とする。

※4 「ICT活用工事の実績の有無」については、建築一式工事、電気工事、電気通信工事、管工事、機械設備工事及び解体工事は評価対象外とする。

※5 「除雪業務及び維持管理工事等の実績」の評価対象は、土木一式工事及び舗装工事に限る。

※6 維持管理工事等とは、日常的に公共土木施設を管理し、機能を維持・修繕するための工事や業務とする。ただし、発注時点で設計図書により工期・区間が定められ、工事や業務の目的物が明確であり、規模・仕様等が明示されている工事や業務は除く。

※7 社会貢献活動は、「企業による農業・農村支援活動」、「青森県森林づくり協定による森林整備活動」、「青森県ふるさとの水辺サポーター制度」、「道路愛護功労者表彰制度」又は青森県内における道路、水路、泊地、河川、海岸等の清掃、草刈り、泥上げ、除・排雪等の取組を対象とする。

■ 各評価項目の詳細は、「総合評価落札方式の運用の手引」による。

＜ 技術力評価 ＞

	評価項目	評価基準	配点	得点
企業の施工実績	平成19年度以降における同種・類似工事の施工実績の有無	国又は青森県発注で同種工事の実績有り	4.0	/ 4.0
		その他の公共工事発注機関で同種工事の実績有り	2.0	
		上記以外	0.0	
	県発注工事の平成30年から令和3年までの工事成績評定の平均点	8.4点以上（8.3点以上）	4.0	/ 4.0
		8.3点以上8.4点未満（8.2点以上8.3点未満）	3.5	
		8.2点以上8.3点未満（8.1点以上8.2点未満）	3.0	
		8.1点以上8.2点未満（8.0点以上8.1点未満）	2.5	
		8.0点以上8.1点未満（7.9点以上8.0点未満）	2.0	
		7.9点以上8.0点未満（7.8点以上7.9点未満）	1.5	
		7.8点以上7.9点未満（7.7点以上7.8点未満）	1.0	
	※（ ）は、建築一式工事、電気工事及び管工事	7.8点未満（7.7点未満）	0.0	
		優良工事表彰等の有無	国又は青森県の組織から表彰の実績有り	1.0
		上記以外	0.0	
	若手技術者又は女性技術者の配置の有無	主任（監理）技術者への配置	1.0	/ 1.0
		現場代理人への配置	0.5	
上記以外		0.0		
本工事に使用する作業船保有の有無（※3）	対象工事に使用する作業船団のうち、いずれかの作業船を自社保有又は共同保有の持ち分比率が50%以上である。	1.0	/ 1.0	
	対象工事に使用する作業船団のうち、いずれかの作業船を共同保有の持ち分比率が20%以上から50%未満である。	0.5		
	対象工事に使用する作業船団のうち、いずれかの作業船を共同保有の持ち分比率が20%未満である。	0.2		
	対象工事に使用する作業船団のうち、いずれの作業船も保有していない。	0.0		
地理的条件	地域内における本店の所在地の有無（※1）	工事施工箇所の地域内に本店を有する	1.0	/ 1.0
		上記以外	0.0	
配置予定技術者の能力	主任（監理）技術者の保有する資格（※2） 〔 上段：土木工事 下段：建築工事 〕	技術士 1級建築士かつ1級建築施工管理技士	2.0	/ 2.0
		1級土木施工管理技士 1級建築士又は1級建築施工管理技士	1.0	
		上記以外	0.0	
	継続教育の取組状況	継続教育の推奨単位数を満たしている（各団体の証明有り）	1.0	/ 1.0
	上記以外	0.0		
地域貢献	県産資材の活用	提示した資材の全てについて70%以上の県産資材の活用が見られる	1.0	/ 1.0
		上記以外	0.0	
	災害協定締結の有無	県と災害協定を締結している	1.0	/ 1.0
		市町村と災害協定を締結している	0.5	
		上記以外	0.0	
	地域防災への協力体制の有無	地域内（※1）における防災への協力体制の実績有り	1.0	/ 1.0
		上記以外	0.0	
	令和元年度以降における除雪業務及び維持管理工事等の実績（※4、5）	地域内（※1）における県管理道路の除雪業務委託かつ県管理公共土木施設の維持管理工事等の実績有り	1.0	/ 1.0
		地域内（※1）における県管理道路の除雪業務委託又は県管理公共土木施設の維持管理工事等の実績有り	0.5	
		上記以外	0.0	
令和2年度以降における社会貢献活動の有無（※6）	地域内（※1）における社会貢献活動の実績有り	1.0	/ 1.0	
	上記以外	0.0		
		総計		/ 20.0

※1 地域内とは、入札説明書に記載された地域とする。

※2 電気設備工事・管工事等については、それぞれ電気工事施工管理技士・管工事施工管理技士等と読み替えて適用する。

※3 「作業船保有状況の有無」の評価対象は、対象作業船を使用する工事とする。

※4 「除雪業務及び維持管理工事等の実績」の評価対象は、土木一式工事及び舗装工事に限る。

※5 維持管理工事等とは、日常的に公共土木施設を管理し、機能を維持・修繕するための工事や業務とする。ただし、発注時点で設計図書により工期・区間が定められ、工事や業務の目的物が明確であり、規模・仕様等が明示されている工事や業務は除く。

※6 社会貢献活動は、「企業による農業・農村支援活動」、「青森県森林づくり協定による森林整備活動」、「青森県ふるさとの水辺サポーター制度」、「道路愛護功労者表彰制度」又は青森県内における道路、水路、泊地、河川、海岸等の清掃、草刈り、泥上げ、除・排雪等の取組を対象とする。

■ 各評価項目の詳細は、「総合評価落札方式の運用の手引」による。

4-3-2 価格以外の評価点、価格評価点の設定

(1) 価格以外の評価点、価格評価点

いずれの型式も加算方式で行い、技術力等を評価する価格以外の評価点は、標準型は40点満点、簡易型Ⅰは30点満点とする、簡易型Ⅱは20点満点とする。

内訳は次のとおりとする。

- ・ 標準型 : 技術力評価 (10点満点) + 技術提案 (30点満点) = 40点満点
- ・ 簡易型Ⅰ : 技術力評価 (15点満点) + 技術提案 (15点満点) = 30点満点
- ・ 簡易型Ⅱ : 技術力評価 (20点満点) = 20点満点

したがって、個別工事の価格以外の評価点は

- ・ 標準型 : $10 \text{点} \times \frac{\text{評価得点}}{\text{評価満点}} + 30 \text{点} \times \frac{\text{評価得点}}{\text{評価満点}}$
- ・ 簡易型Ⅰ : $15 \text{点} \times \frac{\text{評価得点}}{\text{評価満点}} + 15 \text{点} \times \frac{\text{評価得点}}{\text{評価満点}}$
- ・ 簡易型Ⅱ : $20 \text{点} \times \frac{\text{評価得点}}{\text{評価満点}}$ となる。

価格評価点は、配点を70点とし、次式により算出する。

ア) 入札価格 \geq 調査基準価格の場合

$$\text{価格評価点} = 70 \text{点} \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

イ) 入札価格 < 調査基準価格の場合

$$\text{価格評価点} = 70 \text{点} \times \left\{ (1 - \text{調査基準価格} / \text{予定価格}) + 0.5 \times (\text{調査基準価格} - \text{入札価格}) / \text{予定価格} \right\}$$

※評価点は有効桁数を設けない。(開札一覧表では、便宜上、小数点3位で表示することが多い)

(2) 技術提案評価の手法

性能等を評価する場合は、客観的な判定ができるよう、極力数値化できる「①数値方式」によるものとし、数値化が困難で定性的に判定せざるを得ないものについては、「②判定方式」又は「③順位方式」のいずれか適切なものによる。

① 数値方式 (定量的評価)

この方式は、評価項目の性能等の数値を評価指標とし、その数値の範囲に応じて点数を付与する方式である。

標準的には、提示された最高の性能等の数値にその評価項目の点数の満点を、最低限の要求要件を満たす性能等の数値に0点を付与する。また、中間の性能等については、それぞれの性能等の数値に応じて按分した(あるいは提示した)点数を付与する方式である。

② 判定方式 (定性的評価)

この方式は、数値化が困難な評価項目の性能に関して、2段階、3段階等の階層と

その判断基準を設け、入札参加者ごとの性能等が該当する階層を判定し、それに応じた点数を付与する方式である。

例えば、3階層（優・良・可）判定では、「優」に該当する者には満点、「良」に該当する者にはその50%、「可」には0点を付与する。

また、4階層（秀・優・良・可）判定などについても同様とする。

③ 順位方式（定性的評価）

この方式は、数値化が困難な評価項目の性能に関して、入札参加者を順位付けし、順位により点数を付与する方式である。

標準的には、入札参加者の最上位の者に満点を、最下位の者に0点を付与し、中間の者には均等に按分して点数を付与する方式である。

（3）評価得点の配分

複数の評価項目を設定する際には、各評価項目間の重み付け（設定する項目間の配分）が必要である。

4-4 評価内容の担保

総合評価においては、技術提案の評価が価格以外の要素として落札者の決定に直接関係しているため、落札者決定に反映された技術提案について、その履行を確保するための措置や履行できなかった場合の措置を講じ、評価内容の担保を図るものとする。

4-4-1 履行の確保

落札者の提案内容（性能等）については、以下に示す措置を講じるものとする。

- (1) 落札者の提示した性能等については、契約書にその内容を記載し、その履行を確保する。
- (2) 工事の監督・検査に当たっては、評価した性能等の内容を満たしていることを確認する。
- (3) 提案内容の履行の確認は、適切な時点で適宜実施し、その確認の方法、頻度等については、受発注者間で、可能な範囲で合意しておくものとする。

4-4-2 履行できなかった場合の措置

受注者の責めにより提案内容の不履行等が認められた場合、工事成績評点を減ずる措置を行うとともに、併せて以下の措置を行うものとし、入札説明書等において明らかにするものとする。

- (1) 再度の施工が可能な場合は、再度の施工の義務があること。
- (2) 性能等に関わる提案が履行できなかった場合で、再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償等を行うこと。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合等、提案内容の履行状況が特に悪質と認められ指名停止要領に定める措置要件に該当する場合は、指名停止の措置を行うこと。

4-5 入札公告手続

技術提案の評価に当たっては、発注者が求める技術提案の内容と評価の方法が応札する企業等に正しく理解されることで、積極的な技術提案の促進を図るとともに、技術提案の募集内容や評価の方法等に疑義を残さないことが重要である。

したがって、総合評価（技術提案）に関する事項について、入札公告等に明示するものとする。

4-5-1 入札公告

入札公告には、通常入札において公告しなければならない事項のほか、次に掲げる総合評価に関する事項についても公告するものとする。

- (1) 総合評価競争入札の方法による旨
- (2) 総合評価競争入札に係る落札者決定基準
- (3) 技術提案書を提出し、その内容が適正であることが必要である旨
- (4) 技術提案の審査結果の通知に関する事項
- (5) 入札価格は、適正と認められた技術提案に基づいたものでなければならない旨
- (6) 説明会を実施する場合は、その日時及び場所
- (7) 技術提案書の提出の期限、部数、方法及び場所
- (8) ヒアリングを実施する場合は、その日時及び場所
- (9) その他必要と認める事項

4-5-2 入札説明書

入札説明書には、次に掲げる総合評価（技術提案）に関する事項についても明示するものとする。

- (1) 技術提案の審査に当たっては、施工の确实性、安全性、費用等について評価すること。
- (2) 技術提案の審査の結果は、入札参加資格の審査の結果の通知とともに、別途書面により通知すること。この場合において、技術提案の審査の結果、当該技術提案の内容が適正でないとして認められたものについては、当該書面にその理由を付すること。
- (3) 技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用される状態になった場合には、無償で使用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りでないこと。
- (4) 技術提案を適正と認めることにより、設計図書において施工方法を指定しない部分の工事に関する建設業者の責任が軽減されるものでないこと。
- (5) 提案内容に不履行が認められた場合、工事成績評点を減ずる措置を行うこと。
- (6) 性能等に関わる提案が履行できなかった場合で、再度の施工が可能な場合は、再度の施工を行わせること。また、再度の施工が困難あるいは合理的でない場合等は、損害賠償等を行うことがあること。
- (7) 提出書類に虚偽の記載をした場合においては、青森県建設業者等指名停止要領（平成2年6月28日青監第633号）に基づく指名停止を行うことがあること。

4-6 技術提案の審査と総合評価

4-6-1 技術提案の審査

技術提案等の審査に関しては、入札説明書に明示した性能等に関する評価項目及び評価基準に基づき、公正かつ公平な審査を通じて適切に行う。またその提案が担保できる内容のものであるかについて審査を行う。

審査等の公正さを確保するため、審査の結果、技術提案を適正と認められなかった申込者に対して発注者は、その者の要請に応じて理由を説明するものとする。

なお、技術提案の内容が発注者の要求要件に対して不明確である等、提案内容の確認が必要な場合には、ヒアリング等を実施し、相互に不明確な部分を解消した上で評価を行う。

4-6-2 総合評価及び落札者の決定

技術提案の評価は、あらかじめ設定した評価項目及び評価基準に従って実施する。

総合評価を行うに当たっては、次の二つの要求要件を満足しているか否かを確認する。

- ・ 入札公告に定めた必要条件を満たし、無効でないこと
- ・ 入札価格が予定価格の範囲内であること。
- ・ 調査基準価格未満の入札があった場合、低入札価格調査で失格にならないこと。

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{価格以外の評価点}$$

これらの要件をクリアしているものの中から、最も評価値が大きい入札者を落札者として決定する。最も評価値が大きい入札者が、2者以上あるときは、くじ引で落札者を決定する。

4-6-3 中立かつ公正な審査・評価の確保

総合評価落札方式の適用に当たっては、発注者の恣意性を排除し中立かつ公正な審査・評価を行うことが重要である。

このため地方自治法施行令の規定により、落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ2人以上の「総合評価審査員」より意見を聴取することとする。

また、標準型及び簡易型Iでの総合評価落札方式では、落札者決定基準を定めようとするときの意見聴取の際に、当該基準に基づく評価に高度な識見が必要とされるなどの理由から、総合評価審査員又は発注者が必要であると判断した場合に限り、技術提案の評価結果についても意見を聴取することとする。

なお、技術提案については、提案自体が各企業の知的財産であるという認識の下、他者に提案の内容に関する事項が知られることのないよう、また、提案者の了解を得ることなく提案の一部のみを採用することのないように配慮するものとする。

5 技術提案の審査方法について

5-1 審査者について

技術提案の審査については、総括監督員、主任監督員、総括監督員が指名した監督員の3名で採点を行うこととする。

5-2 標準型の場合

5-2-1 技術者の専門技術力および当該工事の理解度・取組姿勢

審査者は技術提案の内容に応じて整数（0～3点）で採点し、審査者3名の採点合計により配点（0，2，4点）する。

審査者の採点

評価	採点
秀	3点
優	2点
良	1点
可	0点

※提案内容は適切であるが、工夫が見られない提案に対しては可（0点）で評価する。

審査者3名の採点合計による配点

配点	審査者3名の採点合計
4点	8，9点
2点	5，6，7点
0点	0，1，2，3，4点

5-2-2 技術者のコミュニケーション能力

審査者は技術提案の内容に応じて採点（0，2点）し、審査者3名の採点合計により配点（0，2点）する。

審査者の採点

評価	採点
優	2点
可	0点

※提案内容は適切であるが、工夫が見られない提案に対しては可（0点）で評価する。

審査者3名の採点合計による配点

配点	審査者3名の採点合計
2点	4，6点
0点	0，2点

5-2-3 施工計画（施工計画の適切性）

審査者は技術提案の内容に応じて整数（0～3点）で採点し、審査者3名の採点合計により配点（0，10，20点）する。

審査者の採点

評価	採点
秀	3点
優	2点
良	1点
可	0点

※提案内容は適切であるが、工夫が見られない提案に対しては可（0点）で評価する。

審査者3名の採点合計による配点

配点	審査者3名の採点合計
20点	8，9点
10点	5，6，7点
0点	0，1，2，3，4点

5-2-4 総合的なコスト、工事目的物の性能・機能、社会的要請

審査者は技術提案の内容に応じて設定項目（1～3項目）毎に整数（0～3点）で採点し、審査者3名の採点合計を用いた算出式により導いた値の小数第1位を四捨五入により整数にし、配点（0～20点）する。

審査者の採点

評価	採点
秀	3点
優	2点
良	1点
可	0点

※提案内容は適切であるが、工夫が見られない提案に対しては可（0点）で評価する。

（算出式）

$$\text{技術評価の配点} = \text{3名の採点合計} / (\text{設定項目数} \times 3 \text{名} \times 3) \times 20 \text{ (満点)}$$

5-3 簡易型Iの場合

5-3-1 施工計画の実施手順の妥当性

工事の手順が適切であり、工夫がみられる場合、審査者は提案の内容に応じて整数（0～3点）で採点し、審査者3名の採点合計により配点（0～3点）する。

審査者の採点

評価	採点
秀	3点
優	2点
良	1点
可	0点

※工事の手順は適切であるが、工夫が見られない提案に対しては可（0点）で評価する。

審査者3名の採点合計による配点

配点	審査者3名の採点合計
3点	8, 9点
2点	5, 6, 7点
1点	2, 3, 4点
0点	0, 1点

5-3-2 発注者が指定した施工上の課題への対応の適切性

発注者が指定した施工上の課題について、審査者は提案の内容に応じて指定項目毎に採点（0, 2, 4, 6点）する。

審査者3名の採点合計を用いた算出式により導いた値の小数第2位を四捨五入した「審査者3名の平均採点」により配点（0, 2, 4, 6点）する。

審査者の採点

評価	採点
秀	6点
優	4点
良	2点
可	0点

※提案内容は適切であるが、工夫が見られない提案に対しては可（0点）で評価する。

（算出式）

$$\text{審査者3名の平均採点} = \text{審査者3名の採点合計} / (\text{指定項目数} \times 3 \text{名})$$

審査者3名の平均採点による配点

配点	審査者3名の平均採点
6点	5点～6点
4点	3点～5点未満
2点	1点～3点未満
0点	0点～1点未満